

(留意点)

1 わいせつ・セクハラ

- (1) 教育相談は、複数の教職員により組織的に対応することとし、原則として、校内又は保護者が在宅している当該児童生徒の自宅で行うこと。特に、やむを得ず校外で行う場合は、事前に必ず管理職の了解を得ること。
- (2) 児童生徒の電子メールアドレスは、使用の目的等について、管理職の了解及び保護者の同意を得てから収集すること。児童生徒に電子メールで連絡をする場合は、必要最小限にとどめるほか、私的なやりとりは行わないこと。
- (3) 児童生徒を教職員の運転する自家用車等に同乗させないこと。緊急の場合を除き、やむを得ず同乗させる場合は、管理職の了解を得ること。

2 体罰

- (1) 体罰は、学校教育法により禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反するものであり、絶対に認められないこと。
- (2) 体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長することを認識すること。
- (3) 児童生徒の自己教育力や規範意識を養うためには、児童生徒の発達段階に則し、かつ、教職員と児童生徒との信頼関係に基づく指導が重要であること。
- (4) 児童生徒の問題行動に対しては、家庭や関係機関等との連携を図るとともに、教育相談を重視した組織的な生徒指導体制を確立すること。

セクハラととられた具体的な事柄（一昨年度、県から配付された別紙資料より作成）

(生徒)

- ・授業中、暗記方法の指導内容に「キス」という言葉があり、不快に感じた。
- ・授業中、教員の性的な冗談を不快に感じた。・授業中、教員に頭や肩などを触られ不快であった。
- ・授業中寝ていて、頭（髪の毛）をゆすられて起こされたことが不快であった。
- ・授業中、教員が「高校生はセックスばかり考えている。」と発言した。
- ・授業で見たアニメのビデオに、全裸シーンがあった。
- ・授業で性に関する内容（生物や保健）について学んでいた際、教員の説明の仕方を不快に感じた。
- ・服装指導の際、スカートの短さを指導されたことを、「脱がされそうになった。」と記載した。
- ・服装指導の際、教員の発言や動作が不快であった。
- ・教員に、皆の前で身長の高さを言われ不快であった。
- ・教員に、メールアドレスを何度も聞かれた。
- ・教員に、プリントやボールペン等で体を・つつかれ不快であった。
- ・教員と話をする際、距離が近いこと「パーソナルスペースを侵される」感じを受けた。
- ・教員の威圧的な発言、不用意な発言が不快であった。
- ・友人に、セクハラ（不用意な発言や行為等）及び悪ふざけを受けた。
- ・友人から、マッサージされることが不快であった。
- ・友人から、しつこくメールアドレスを聞かれた。

※学校以外の場におけるセクハラについて

○友人や先輩の性的な話を不快に感じた。○友人や知り合いから、性的な関係を求められた。

○通学中に、痴漢行為を受けた。○迷惑メール（外部）を受けた。

(職員)

- ・挨拶の際に、同僚職員が肩に手で触れたことを不快に感じた。
- ・歓送迎会や忘年会の際に、不快に感じるがあった。
- ・他の職員の会話について、不快に感じるがあった。
- ・プライベートなことを根掘り葉掘り聞かれ、不快であった。
- ・児童生徒から、セクハラ（不用意な発言や接触等）を受けた。
- ・児童生徒から、容姿に対するからかいを受け、不快に感じた。

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知 2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。